

因果関係（危険の現実化説）

©甲斐翔真

1 はじめに

因果関係を判断する意味：偶然的な結果を排除し、適正な帰責範囲を画定したい！

判例は、因果関係についての判断枠組みを明示していない。

前回の解説の通り、条件関係のみで因果関係を肯定されると、行為者に偶然的な結果を帰責することになり責任主義に反する。

そこで、**偶然的な結果を排除し、適正な帰責範囲を画定するため**、法的因果関係も必要と解されている。

相当因果関係説（米兵ひき逃げ事件？）と危険の現実化説（近時の判例に整合的）などがある。

学部の期末試験や司法試験（令和2年司法試験刑法論文設問2）・予備試験で見解指定がされていない場合は、危険の現実化説で論述できればいいと思います！

危険の現実化説を確り理解するためには、相当因果関係説のどこに問題があり、その問題を危険の現実化説はどのように解決していくのか。といった視点を持つことが重要だと思います！

平成22年司法試験刑法出題趣旨

「因果関係については、相当因果関係説、最近の判例の立場とされる客観的帰属論的な考え方など見解は様々あるところ、自らのよって立つ考え方を明らかにした上、当てはめを行うことになる。」

2 法的因果関係（危険の現実化説）

条件関係を前提に行為の危険が結果に現実化したとき（相当因果関係説は相当性を有したとき）に法的因果関係を認める見解である。

前回解説の相当因果関係説は判断資料に限定を加えていたが、危険の現実化説は、限定を加えない→行為後の介在事情（相当因果関係説の客観説は入れなかった。）も全て判断資料に入れる。

因果関係（危険の現実化説）

©甲斐翔真

3 行為時の特殊事情（最判昭和25年3月31日、脳梅毒事件など）

「被告人の行為が被害者の脳梅毒による脳の高度の病的変化という特殊の事情さえなかつたらば致死の結果を生じなかつたであろうと認められる場合で被告人が行為当時その特殊事情のあることを知らずまた予測もできなかつたとしてもその行為がその特殊事情と相まって致死の結果を生ぜしめたときはその行為と結果との間に因果関係を認めることができるのである。」

条件関係はある。

客観的に存する全事情を判断資料として、危険の現実化が認められるか検討するに、脳梅毒により脳に高度な病変のある者の頭を蹴れば脳組織が崩壊して死亡する現実的危険性があるから、脳組織崩壊による死の結果は、被告人の行為に含まれる危険が現実化した。

4 行為後の特殊事情（介在事情）

（1）直接型：大阪南港事件など

行為者が結果と結びつく物理的危険を設定し、現に生じた結果が行為者の設定した危険を直接的に実現した場合

実行行為の危険→大

介在事情の異常性や寄与度→小

介在事情は危険の現実化を妨げる事情にならず、実行行為の危険が結果に現実化

（2）間接型

結果と直接結びつく物理的危険が介在事情から発生した場合、介在事情の寄与度が大きいため、介在事情の危険が結果に対し現実化したといえる＝原則因果関係否定

しかし、介在事情の寄与度が大きくても、実行行為と介在事情に一定の関連性があれば、介在事情の異常性が小さいと評価されて、実行行為と介在事情が相まって結果惹起したといえるから、危険の現実化が認められる。

ア 誘発型：高速道路侵入事故死事件など

逃走方法として、著しく不自然・不相当であったと認められず、被害者の死は、被告人らの暴行に起因すると評価

因果関係（危険の現実化説）

©甲斐翔真

イ 危険状況設定型：自動車トランク監禁事故死事件など

被害者の死亡原因が直接には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為であるとしても、監禁行為と死亡との間の因果関係肯定

被告人が第三者の前方不注意という過失行為を誘引していないが、危険状況を設定してる。

行為の危険が大→直接型→介在事情があろうがなかろうが危険が現実化

介在事情の寄与度が大→行為の危険が小→介在事情の異常性が大→危険の現実化否定

小→肯定